

8. 抽選での優先措置

次に該当する世帯は、募集戸数に応じて、優先して抽選できる取扱いとします。

①優先措置対象世帯

母子世帯 父子世帯	配偶者のない女性・男性と、扶養している20歳未満の子からなる世帯
子育て世帯	申込時点で同居者に18歳未満の子どもがいる世帯
障がい者世帯	以下のいずれかの手帳の交付を受けている者を含む世帯 ア. 身体障害者手帳1～4級 イ. 精神障害保健福祉手帳1～2級 ウ. 療育手帳A
高齢者世帯	入居申込者が満60歳以上であり、かつ、同居者のいずれも満60歳以上又は18歳未満の者のみで構成される世帯
若年夫婦世帯	申込み時点で、申込者と配偶者のみの世帯でいずれかが39歳以下の世帯
DV被害者世帯	DV被害者で次のいずれかに該当する世帯 ア. 配偶者暴力相談支援センターや婦人保護施設、母子生活支援施設による保護を受けている又は保護終了日から起算して5年未満であること イ. 裁判所が命じた保護命令が効力を生じた日から起算して5年未満であること ウ. 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていることや、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力支援センター、市町村など)等の確認がされていること
中国残留邦人世帯	中国残留邦人で支援給付を受けている者を含む世帯
支援対象避難者世帯	「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で平成23年3月11日時点で対象地域に居住していた者を含む世帯
犯罪被害者世帯	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者

②抽選の流れ

(1)優先措置対象戸数(※以下、優先枠)を設定します。

※住戸タイプの同じ募集部屋が2戸以上になった場合に、その個数の4割で、かつ、端数を四捨五入した数を優先枠として設定。

(2)最初に優先措置対象世帯のみで優先枠が埋まるまで抽選を行います。

(3)その後、優先枠以外の部屋(空き部屋 - 優先枠の部屋数)について、

優先枠の抽選に落選した優先措置対象世帯と一般世帯で抽選を行います。

《3DK[全4戸(優先枠2戸、優先枠以外2戸)]の場合》

①優先措置対象世帯のみで、優先枠2戸の入居者を抽選。



② ①で落選した優先措置対象世帯と一般世帯で、優先枠以外の2戸の入居者を抽選